

平成18年度版「**過疎対策の現況**」について

( 概 要 版 )

平成 19 年 8 月

**総務省自治行政局過疎対策室**

## 目 次

1. 過疎対策のあゆみ	1
2. 過疎地域の概要	2
3. 過疎地域の人口の動向	3
(1) 人口減少率の推移	3
(2) 過疎地域の人口構成	4
4. 財政状況等	5
5. 産業及び雇用	6
6. 生活環境等の整備状況	7
7. 交通の状況：過疎地域から都市等への時間距離	8
8. 高度情報化への対応	9
9. 福祉・医療の状況	10
10. 教育の状況	11
11. 定住・交流の促進等	12
(1) 集落の現状	12
(2) 集落移転・集落再編の取組	14
(3) U I ターン者の実態把握	15
(4) 都市等との連携・交流	16
12. 過疎対策事業の実績－昭和45年度から平成16年度までの事業実績等	19

・ 過疎地域とは、

①過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）第2条第1項に規定する市町村の区域

②自立促進法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村の区域

③自立促進法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。

・ 統計資料中、過疎地域に係る数値は、①～③の区域に係る数値を使用している。

また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合等は、その旨を示している。

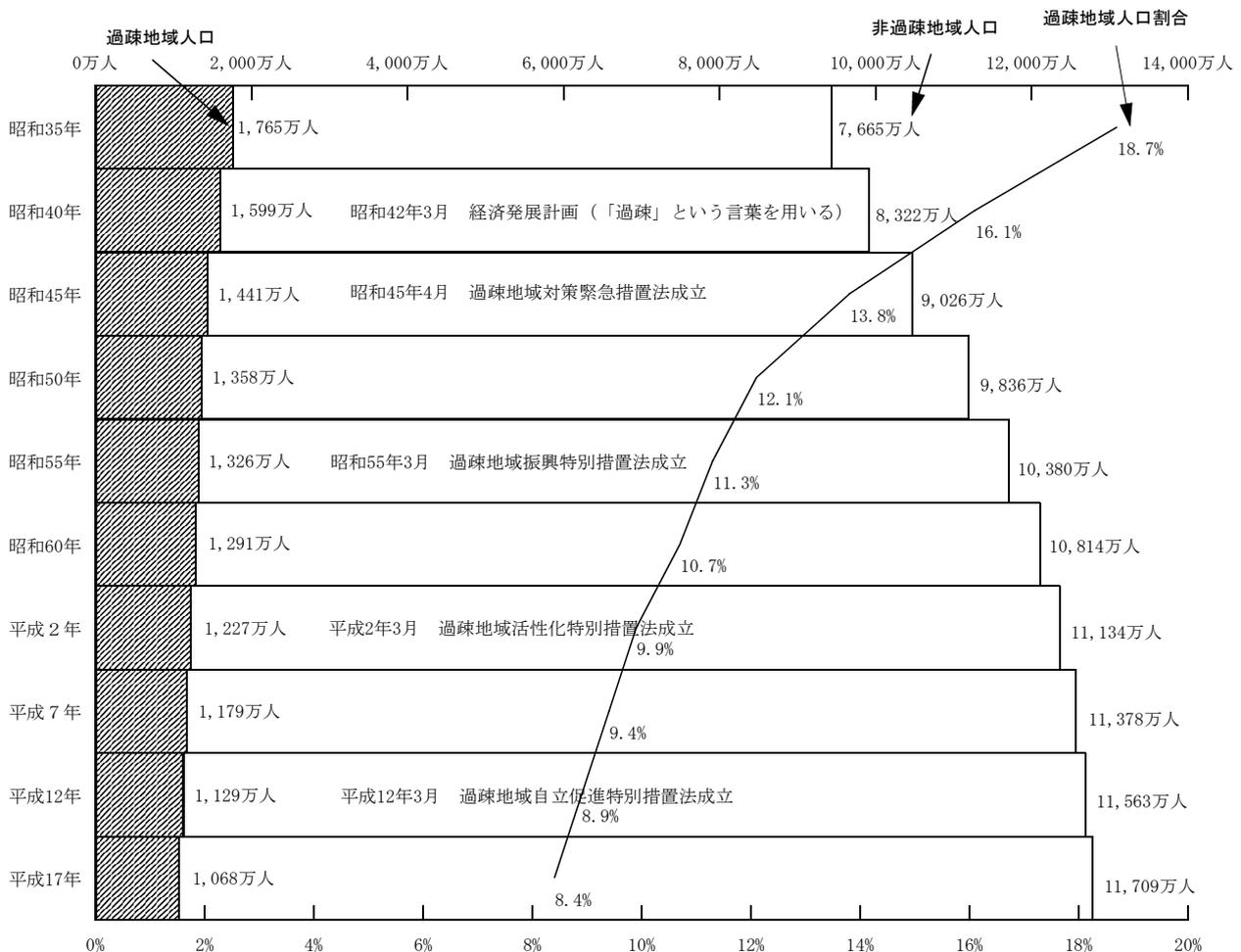
・ 過疎関係市町村とは、前記①、②又は③の区域を有する市町村をいう。

# 1. 過疎対策のあゆみ

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的條件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以降、55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法が制定され、過疎地域における生活の基礎的條件の整備と地域の自立促進のために、地方公共団体において自主的な取組が行われていると同時に、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられてきている。

図表1 過疎地域の人口と過疎対策の流れ



(備考) 1 国勢調査による。  
2 過疎地域は平成19年4月1日現在。

## 2. 過疎地域の概要

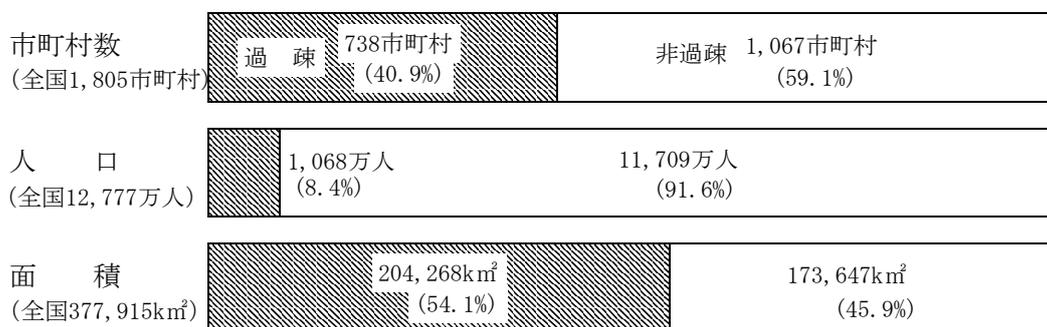
**（過疎地域は国土の半分強、市町村の約4割を占める多様な地域）**

過疎地域は、人口では全国の約8%を占めるに過ぎないが、面積では国土の半分強、市町村の約4割を占めている。

過疎地域は人口減少が著しいほか、若年者が少なく高齢者が多い、全国に先駆けた高齢社会であり、財政力が脆弱な地域である。

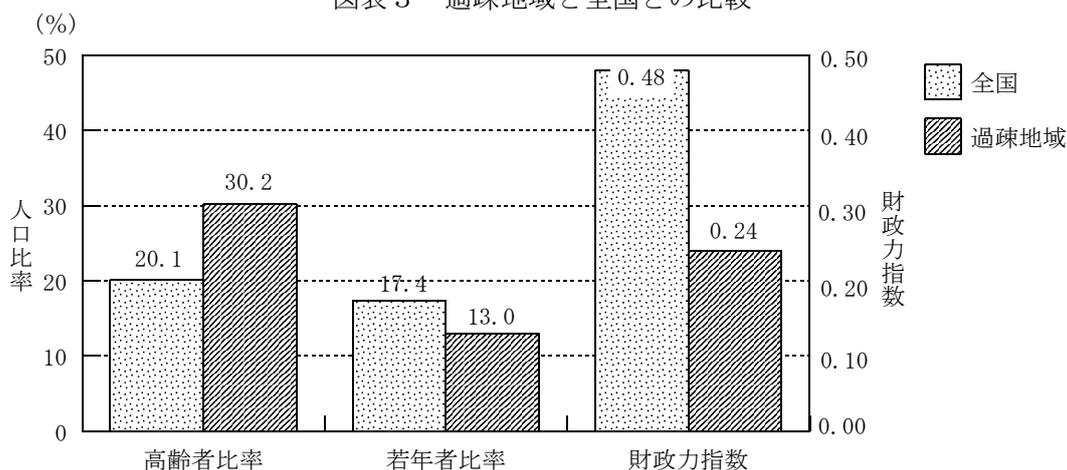
また、過疎地域は、自然的・地理的条件の面においても、産業・地域文化等の面においても、多様な地域からなり、その状況や抱える問題も一様ではない。

図表2 過疎地域が全国に占める割合



- (備考) 1 市町村数は平成19年4月1日現在。過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。  
人口及び面積は平成17年国勢調査による。  
2 東京都特別区は1団体とみなす。  
3 ( ) は構成割合である。

図表3 過疎地域と全国との比較



- (備考) 1 高齢者比率（総人口に占める65歳以上人口の比率）及び若年者比率（総人口に占める15～29歳人口の比率）は平成17年国勢調査による。  
2 財政力指数は平成17年度地方財政状況調査等による。市町村の一部の区域が過疎地域とみなされる場合については、合併前の旧市町村の数値に基づく。  
3 過疎地域は、平成19年4月1日現在。

### 3. 過疎地域の人口の動向

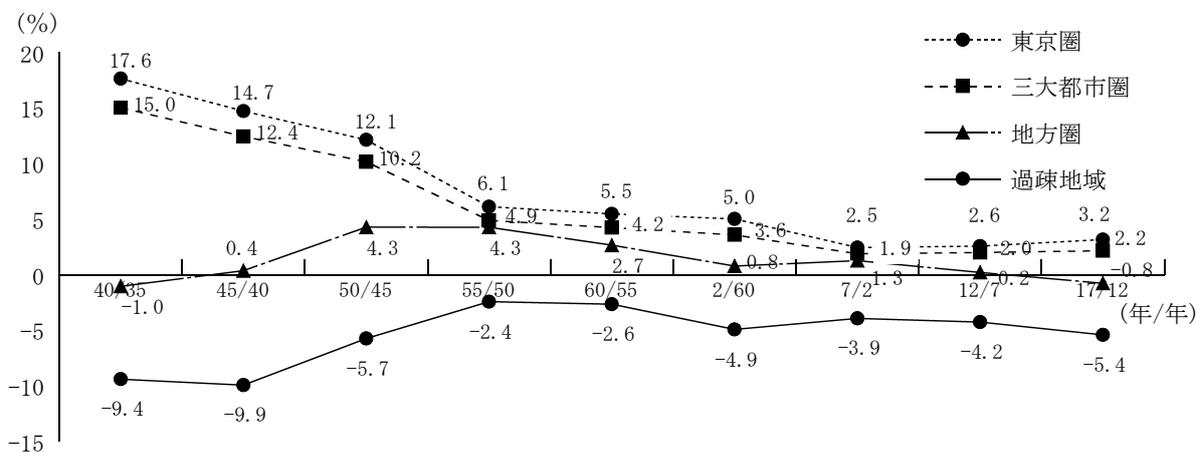
#### (1) 人口減少率の推移

##### (社会減の幅は縮小、自然減の幅は拡大)

過疎地域の人口減少率の推移をみると、昭和35年～45年には10%程度と著しく人口が減少したが、その後人口減少率は低下し、平成12年～17年の減少率は5.4%となっているものの、平成7年以降の減少率は緩やかに拡大しつつある。

人口減少の要因をみると、社会減は横ばい傾向にあるものの、近年出生数は低下傾向に、死亡数は増加傾向にあるため、自然減が社会減と同水準になっている。今後も過疎地域の人口は、減少していくことが予想される。

図表4 過疎地域、三大都市圏、地方圏等の人口増減率の推移

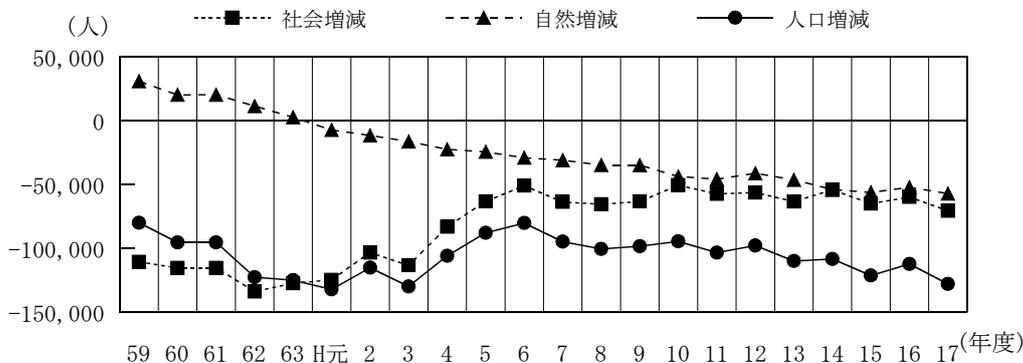


(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成19年4月1日現在。

3 三大都市圏とは、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）、大阪圏（京都府、大阪府及び兵庫県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県）をいい、地方圏とは三大都市圏以外の区域をいう。

図表5 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



(備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。

2 過疎地域は、平成19年4月1日現在。

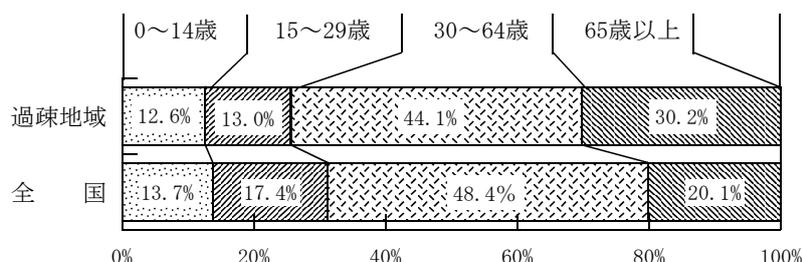
3 平成15年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が10区域、平成16年度については141区域、平成17年度については275区域ある。

## (2) 過疎地域の人口構成

### (過疎地域は全国に先駆けた高齢社会)

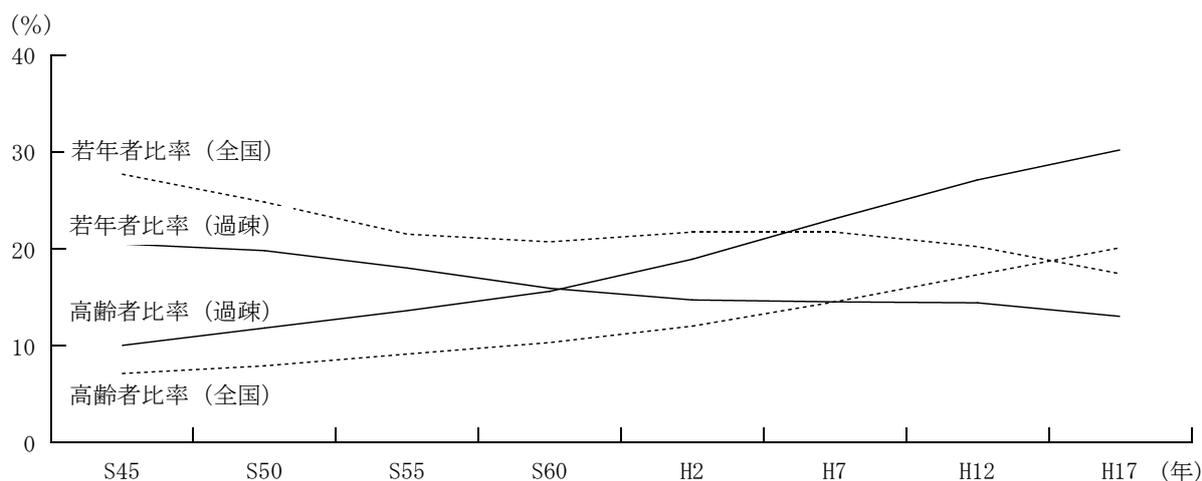
過疎地域の年齢階層別人口構成を全国と比較すると、0～14歳人口の割合については大差はないが、15～29歳の若年者比率は13.0%と低く（全国は17.4%）、65歳以上の高齢者比率は30.2%と高い（全国は20.1%）。

図表6 過疎地域及び全国の年齢階層別人口構成



(備考) 平成17年国勢調査による。

図表7 高齢者比率及び若年者比率の推移



区分	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	
高齢者比率	全国①	7.1	7.9	9.1	10.3	12.0	14.5	17.3	20.1
	過疎②	10.0	11.8	13.6	15.6	18.9	23.1	27.1	30.2
	②-①	2.9	3.9	4.5	5.3	6.9	8.6	9.8	10.1
若年者比率	全国①	27.7	24.8	21.5	20.7	21.7	21.7	20.2	17.4
	過疎②	20.5	19.8	18.0	15.9	14.7	14.5	14.4	13.0
	②-①	△7.2	△5.0	△3.5	△4.8	△7.0	△7.2	△5.8	△4.4

(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、平成19年4月1日現在。

#### 4. 財政状況等

##### (極めて脆弱な財政力)

過疎地域の1市町村当たりの決算額をみると、歳入歳出とも全国平均の約3割程度であり、財政規模は極めて小さい。

また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、平成17年度においては、全国の平均が0.48であるのに対し、過疎地域平均は0.24となっており、過疎地域の財政力は極めて脆弱なものとなっている。

図表8 市町村決算の状況

(単位：百万円)

区 分		平成16年度		平成17年度	
		決 算 額	1市町村当たり の決算額	決 算 額	1市町村当たり の決算額
過 疎 地 域	歳入	6,621,469 (6,082,046)	9,853.4 (10,396.7)	5,888,584	10,066.0
	歳出	6,444,832 (5,922,235)	9,590.5 (10,123.6)	5,733,973	9,801.7
全 国	歳入	49,950,010	27,688.5	49,833,535	27,623.9
	歳出	48,650,925	26,968.4	48,515,456	26,893.3

- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」による。  
 2 過疎地域、全国市町村数は、平成19年4月1日現在。  
 3 平成16年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が141区域、平成17年度については275区域ある。  
 4 平成16年度の( )の数値は、平成17年度の数値とベースを揃えるため、平成17年度集計に含まれない一部過疎地域(275区域)に相当する過疎地域を除いて集計している。

図表9 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

区 分		平成16年度	平成17年度
		市町村	市町村
過 疎 地 域	0.1未満	16 (2.2)	14 (1.9)
	0.1以上0.2未満	261 (35.4)	246 (33.4)
	0.2以上0.3未満	302 (41.0)	301 (40.8)
	0.3以上0.42以下	139 (18.9)	154 (20.9)
	0.42超	19 (2.6)	22 (3.0)
	計	737 (100.0)	737 (100.0)
平均値 A		0.23	0.24
全国平均値 B		0.46	0.48
B-A		0.23	0.24

- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。  
 2 過疎地域は、平成19年4月1日現在。  
 3 財政力指数について、平成16年度は平成14年度から平成16年度まで、平成17年度は平成15年度から平成17年度までの各年度ごとに地方交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して求めた数値(小数点第3位を四捨五入)を平均したものである。なお、一部過疎地域については、合併前の旧市町村の数値(合併算定替)に基づく。  
 4 ( )は団体数合計に対する構成比である。  
 5 平均値は単純平均である。  
 6 分村合併した山梨県旧上九一色村については、1団体として算出する。

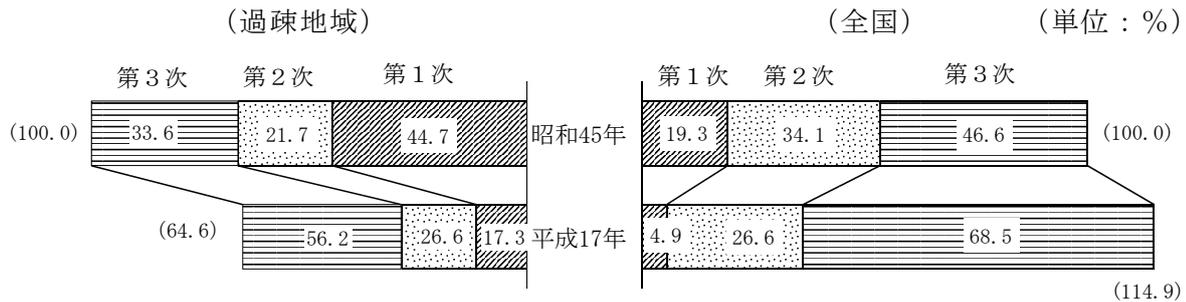
## 5. 産業及び雇用

### (第二次、第三次産業就業者が約8割)

過疎地域の産業別就業人口割合をみると、かつて中核的な産業であった第一次産業は、昭和45年～平成17年の30年間に大きく減少し、現在では、第三次産業が5割以上を占め、第二次産業も約3割となっている。

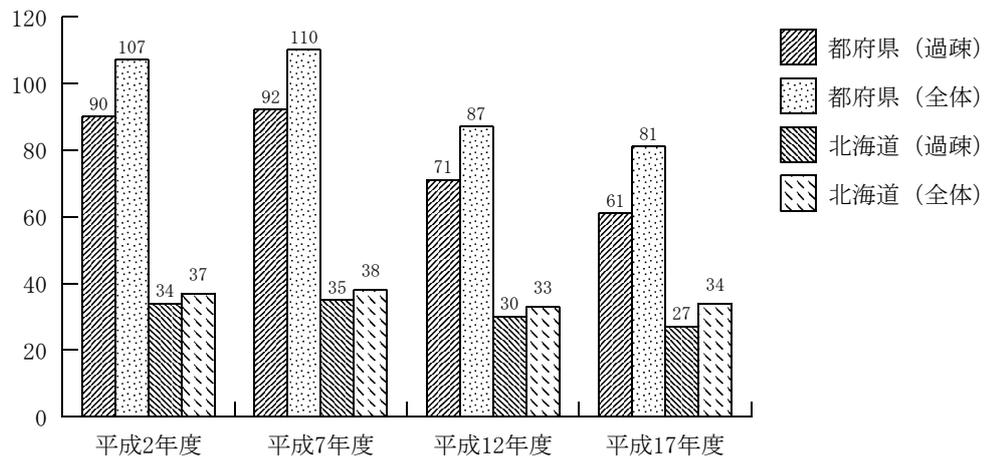
また、農業所得について耕地10a当たりの生産農業所得をみると、北海道を除く地域では、過疎地域は全国と比較して依然格差がみられる。

図表10 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 ( ) は昭和45年の就業人口を100としたときの指数である。  
 3 過疎地域は平成19年4月1日現在。  
 4 平成17年度については一部過疎地域に該当するためデータを取得できない地域が194地域ある。  
 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表11 耕地10a当たり生産農業所得の推移



- (備考) 1 農林水産省「生産農業所得統計」及び「耕地及び作付面積統計」による。  
 2 過疎地域は、平成19年4月1日現在。  
 3 平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

## 6. 生活環境等の整備状況

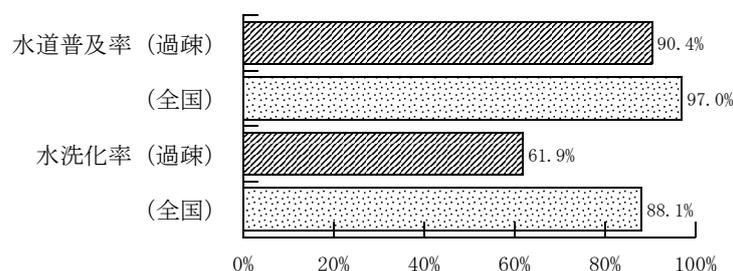
### (依然残る生活基盤の格差)

過疎地域における生活環境整備の状況を全国と比較してみると、水道普及率については、全国との格差はかなり縮小してきているものの、未だ7ポイント近い開きがある。

水洗化率については、全国88.1%に対して過疎地域61.9%となっており、依然として著しい格差がみられる。

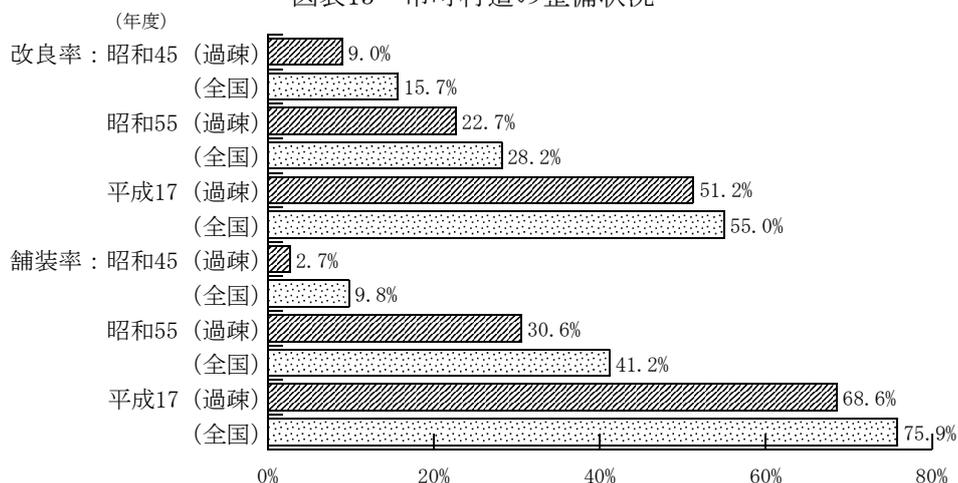
市町村道の整備水準については、著しく改善されてきているが、なお格差は縮まっていない。

図表12 水道普及率及び水洗化率



- (備考) 1 水道普及率は総務省「公共施設状況調」等による(平成17年度時点)。  
 2 水洗化率は一般廃棄物処理事業実態調査による(平成16年度時点)。  
 3 平成16年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が141区域、平成17年度については275区域ある。

図表13 市町村道の整備状況



- (備考) 1 総務省「公共施設状況調」等による。  
 2 平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

## 7. 交通の状況：過疎地域から都市等への時間距離

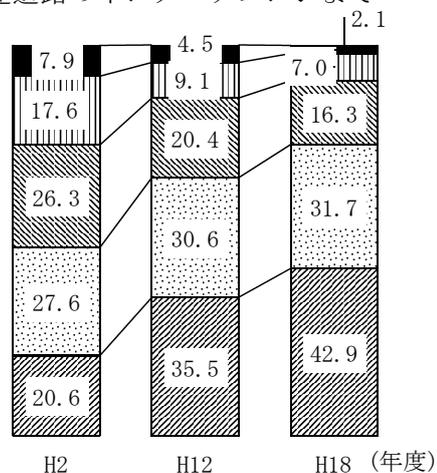
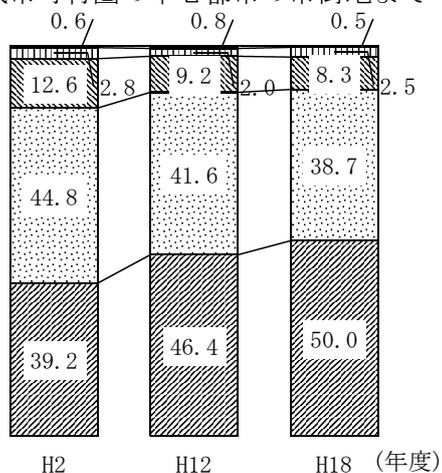
### (徐々に改善するアクセス)

過疎地域の市町村の庁舎からの自動車による時間距離を、平成2年度と平成18年度とで比較すると、広域市町村圏中心部市街地まで1時間以内で行くことのできる市町村は、84.0%から88.7%へと若干改善し、高速道路インターチェンジまでについては48.2%から74.6%へと大幅に改善している。また、都道府県庁までについては18.6%から25.5%へと改善されてきているが、2時間以上かかる市町村も依然として約3割が残されている。

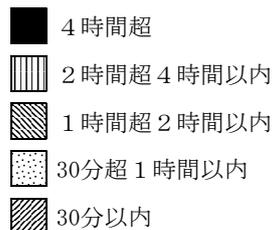
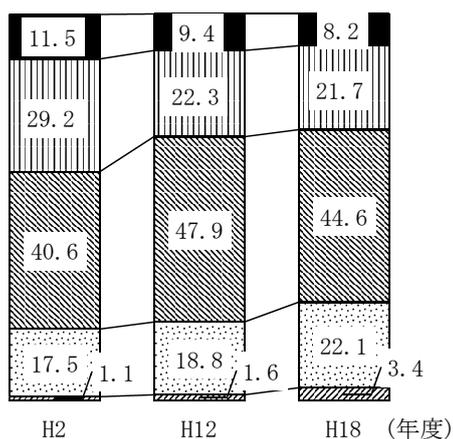
図表14 市町村庁舎からの所要時間段階別過疎地域数割合

(1) 広域市町村圏の中心都市の市街地まで

(2) 高速道路のインターチェンジまで



(3) 都道府県庁まで



(単位：%)

(備考) 1 総務省調べ。

2 過疎地域市町村の庁舎（市町村の一部が過疎地域とみなされる場合の当該区域については旧市町村の庁舎又はその区域を管轄する行政施設）から、自家用自動車で通常用いられる経路を利用した場合の所要時間を、段階別の過疎地域数構成比で示したものである。なお、航路の区間はフェリーを利用した場合の所要時間とする。

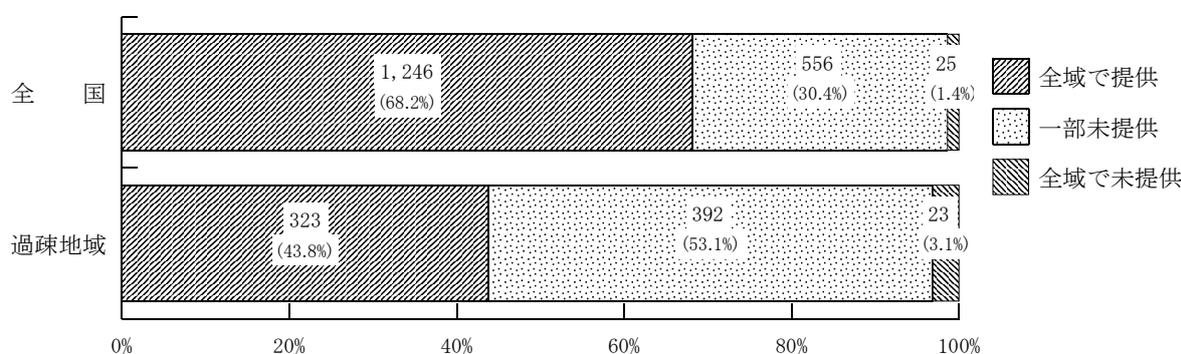
## 8. 高度情報化への対応

### (都市部より遅れている普及)

平成17年度末に何らかのブロードバンドサービスが全域で提供されている市町村は、全国で68.2%であるのに対し、過疎地域では、43.8%で全国より20ポイント程度低くなっており、ブロードバンドサービスの普及は都市部より遅れていることがわかる。

携帯電話の通話地域について面積カバー率で比較してみると、過疎地域においては46.9%のカバー率に対し、非過疎地域は74.3%となっており大きな格差がある。

図表15 ブロードバンドの整備状況



(備考) 1 総務省調べ。

2 ここでのブロードバンドサービスとは、ADSL、FTTH（光ファイバーによる家庭向けのデータ通信）、ケーブルインターネット、FWA（加入者系固定無線アクセス・システム）を指す。

3 全国市町村数及び過疎地域市町村数については、平成19年4月1日現在。

図表16 携帯電話サービスエリアの状況

(単位：%)

		過疎地域	非過疎地域	全地域
面積	通話地域	46.9	74.3	60.7
	不感地域	53.1	25.7	39.3

(備考) 1 総務省「携帯電話サービスにおけるエリア整備のあり方に関する調査研究会」報告書（平成15年3月）による。

2 過疎地域は平成14年4月1日現在の1,210市町村である。

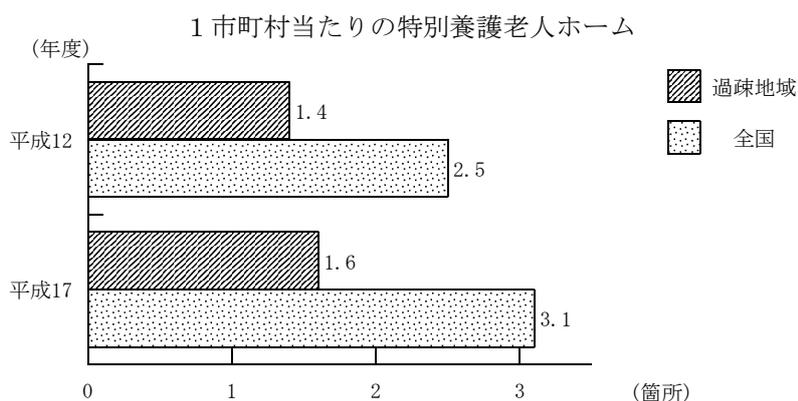
## 9. 福祉・医療の状況

### (着実に整備が進むが依然残る福祉・医療の格差)

過疎地域における福祉の状況を全国と比較してみると、1市町村当たりの特別養護老人ホームの施設数については、着実に整備が進んでいるものの、なお格差が見られる。

また、全国に比べて、小児科医や産婦人科医が少ない、無医地区が多い等の課題がある。

図表17 高齢者福祉施設の整備状況



- (備考) 1 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」による。  
2 過疎地域は、平成19年4月1日現在。

図表18 人口1万人あたり 医師数及び主な専門科別医師数

(単位：人/万人)

	総数	内科	小児科	外科	産婦人科	産科	婦人科
2条1項	12.92	6.10	0.56	1.66	0.33	0.01	0.05
33条1項	16.42	5.35	0.84	1.83	0.65	0.03	0.07
33条2項	8.51	5.26	0.25	0.97	0.06	0.01	0.02
過疎地域合計	13.75	5.72	0.63	1.65	0.42	0.02	0.06
全国	20.09	5.77	1.15	1.82	0.80	0.03	0.12

- (備考) 1 厚生労働省「H16医師・歯科医師・薬剤師調査」及び総務省の実施したアンケート調査による。  
2 過疎地域は、平成18年10月1日現在。  
3 33条2項については、アンケート調査で回答のなかった25市町村は除いている。

図表19 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区分	昭和53年10月		昭和59年10月		平成6年9月		平成11年6月		平成16年12月	
	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国
無医地区数	1,168 (66.7)	1,750	887 (69.5)	1,276	725 (72.7)	997	715 (78.2)	914	621 (79.0)	786
無医地区を有する市町村数	555 (63.2)	878	463 (66.8)	693	389 (71.4)	545	368 (74.3)	495	312 (76.3)	409

- (備考) 1 厚生労働省「無医地区等調査」による。  
2 ( ) は対全国比である。

## 10. 教育の状況

### (義務教育、幼児教育、高校進学率の状況)

過疎地域における小中学校1学校当たりの児童数及び生徒数を全国と比較すると、平成17年度で児童数が約35%、生徒数が約41%の水準であり、過疎地域においては比較的小規模校が多い状況にある。

また、幼児教育経験者比率及び高等学校等への進学率は、昭和45年度には過疎地域と全国とで約20ポイント程度の格差があったが、幼児教育経験者比率については平成2年度以降、高等学校等への進学率については昭和60年度以降、格差はほぼなくなっている。

図表20 義務教育の状況

項目	単位	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成12年度		平成17年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	6,622	24,313	5,677	24,732	4,950	24,557	4,890	23,719	4,475	22,606
	うち分校数	校	929	2,346	522	1,244	315	775	211	514	132	344
	教員数	人	55,570	370,578	50,354	469,343	46,209	440,443	44,587	396,834	46,770	404,367
	児童数	人	1,023,569	9,491,866	717,134	11,819,045	544,812	9,045,154	415,369	7,182,432	489,718	7,067,832
	危険校舎面積比率	%	14.9	10.8	7.8	3.0	3.3	1.0	2.0	1.0	1.8	1.1
	1学校当たり児童数	人	155	390	126	478	110	368	85	303	109	313
中学校	学校数	校	2,793	10,215	2,261	10,178	1,973	10,595	2,053	10,428	1,970	10,154
	うち分校数	校	120	323	34	130	22	92	15	73	12	70
	教員数	人	37,380	216,520	29,036	249,778	26,312	275,761	26,548	238,651	27,787	228,947
	生徒数	人	632,131	4,510,815	371,719	5,111,822	299,639	4,942,223	247,266	3,724,593	266,524	3,312,007
	危険校舎面積比率	%	7.7	5.4	3.8	2.1	1.5	0.8	1.6	1.0	2.2	1.5
	1学校当たり生徒数	人	226	442	164	502	152	466	120	357	135	326

(備考) 1 総務省「公共施設状況調」等による

2 平成17年度については、一部過疎地域に該当するためデータを取得できない区域が275区域ある。

図表21 幼児教育経験者比率

区分	昭和45年度		昭和55年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
幼児教育経験者比率	57.4	76.1	87.6	91.2	95.0	95.6	95.5	95.0	98.3	96.7	97.1	96.5
幼稚園就園率	18.3	53.8	35.4	64.4	34.9	64.0	34.2	62.8	34.9	59.9	36.1	57.7
保育所在籍率	39.1	22.4	52.2	26.8	60.1	31.5	61.3	32.2	63.4	36.8	61.0	38.8

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」及び「社会福祉施設等調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

図表22 高等学校等への進学率

昭和45年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度		平成14年度		平成18年度	
過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国	過疎	全国
65.5	82.1	91.8	94.2	94.4	94.1	96.3	95.1	94.7	96.8	97.9	97.0	98.4	97.7

(備考) 1 全国は文部科学省「学校基本調査」による。

2 過疎地域は総務省調べ。

# 1 1. 定住・交流の促進等

## (1) 集落の現状

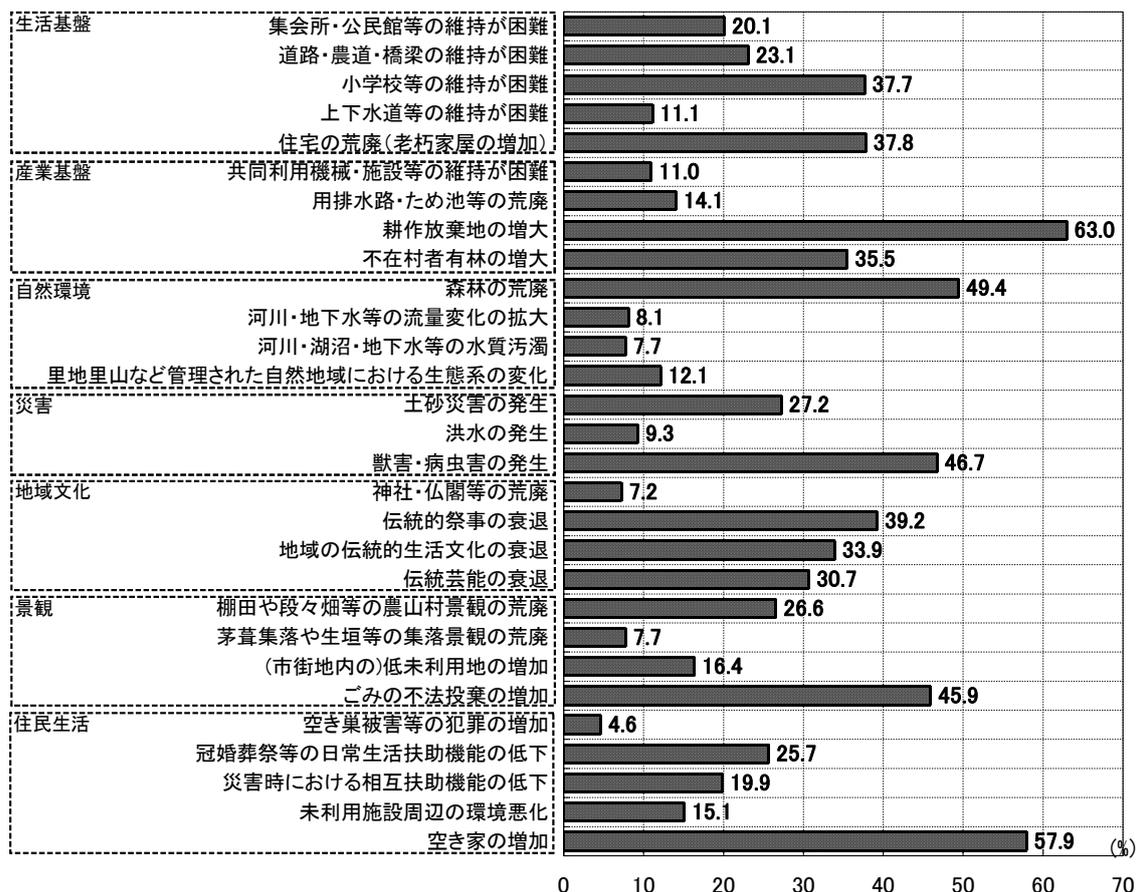
### (集落での問題の発生状況と対策)

集落は、生活扶助機能、資源管理機能など重要な役割を果たしているが、多くの集落において、耕作放棄地の増大、空き家の増加、森林の荒廃、獣害・病虫害の発生等の問題や現象が指摘されている。

また、過疎地域等における62,273集落のうち、423集落が今後10年以内に消滅するおそれがあり、2,220集落がいずれ消滅するおそれがあると予測されている。

集落機能の維持が困難になっている集落等に対する市町村の集落対策についてみると、生活基盤の維持や住民生活に対する支援に係る施策が多くみられる。

図表23 多くの集落で発生している問題や現象

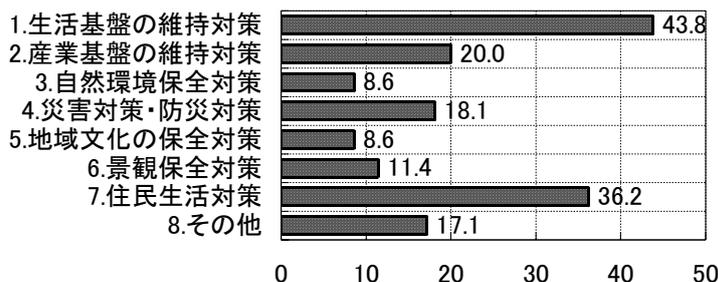


図表24 今後の消滅の可能性別集落数

	10年以内に消滅	いずれ消滅	存続	不明	計
北海道	23 (0.6%)	187 (4.7%)	3,365 (84.2%)	423 (10.6%)	3,998 (100.0%)
東北圏	65 (0.5%)	340 (2.7%)	11,218 (88.1%)	1,104 (8.7%)	12,727 (100.0%)
首都圏	13 (0.5%)	123 (4.9%)	1,938 (77.2%)	437 (17.4%)	2,511 (100.0%)
北陸圏	21 (1.3%)	52 (3.1%)	997 (59.6%)	603 (36.0%)	1,673 (100.0%)
中部圏	59 (1.5%)	213 (5.5%)	2,715 (69.6%)	916 (23.5%)	3,903 (100.0%)
近畿圏	26 (0.9%)	155 (5.6%)	2,355 (85.7%)	213 (7.7%)	2,749 (100.0%)
中国圏	73 (0.6%)	425 (3.4%)	10,548 (84.0%)	1,505 (12.0%)	12,551 (100.0%)
四国圏	90 (1.4%)	404 (6.1%)	5,447 (82.6%)	654 (9.9%)	6,595 (100.0%)
九州圏	53 (0.3%)	319 (2.1%)	13,634 (89.2%)	1,271 (8.3%)	15,277 (100.0%)
沖縄県	0 (0.0%)	2 (0.7%)	167 (57.8%)	120 (41.5%)	289 (100.0%)
全国	423 (0.7%)	2,220 (3.6%)	52,384 (84.1%)	7,246 (11.6%)	62,273 (100.0%)

(備考) 各圏域は次のとおりである。  
 東北圏…青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県  
 首都圏…茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県  
 北陸圏…富山県、石川県、福井県  
 中部圏…長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県  
 近畿圏…滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県  
 中国圏…鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県  
 四国圏…徳島県、香川県、愛媛県、高知県  
 九州圏…福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

図表25 市町村による集落対策事業の実施状況



分類	具体的内容(例)
生活基盤の維持対策	給水施設整備、ケーブルテレビ網の整備、集会所の整備・補修等に対する補助、高齢者住宅の整備、定住団地整備、空き家の利活用
産業基盤の維持対策	農林道の整備(材料費補助を含む)、港湾整備、農地保全事業、担い手育成、情報通信施設整備
自然環境保全対策	中山間地域直接支払
災害・防災対策	防災集団移転事業、冬期集落保安要員設置、鳥獣駆除対策事業
地域文化の保全対策	文化財保護補助金
景観保全対策	地域文化活性化事業(古民家再生等)、エコガーデン構想(花木植栽)
住民生活対策	福祉バスの運行、離島航路運営費補助、路線廃止代替バスの運行、地域づくり活動への補助(交付金)、特色ある地域づくり活動への支援、患者輸送事業、高齢者の訪問活動、へき地診療所設置
その他	山村留学

(備考) 国土交通省及び総務省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現状把握調査」(平成18年度)による(図表23～25)。

## (2) 集落移転・集落再編の取組

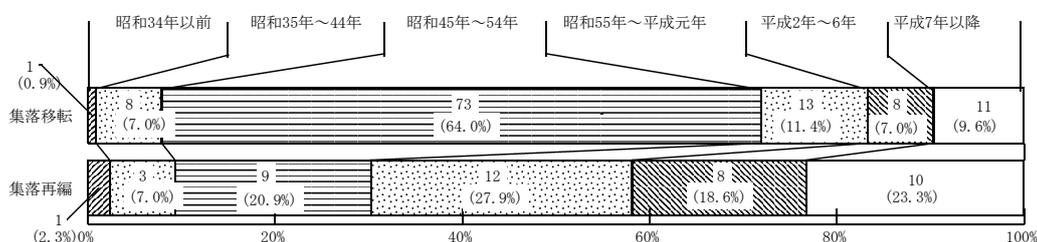
(集落移転・集落再編経験住民は移転・再編を比較的高く評価)

集落移転は昭和45年～54年に6割以上が実施され、比較的最近では集落移転と集落再編は同程度実施されている。

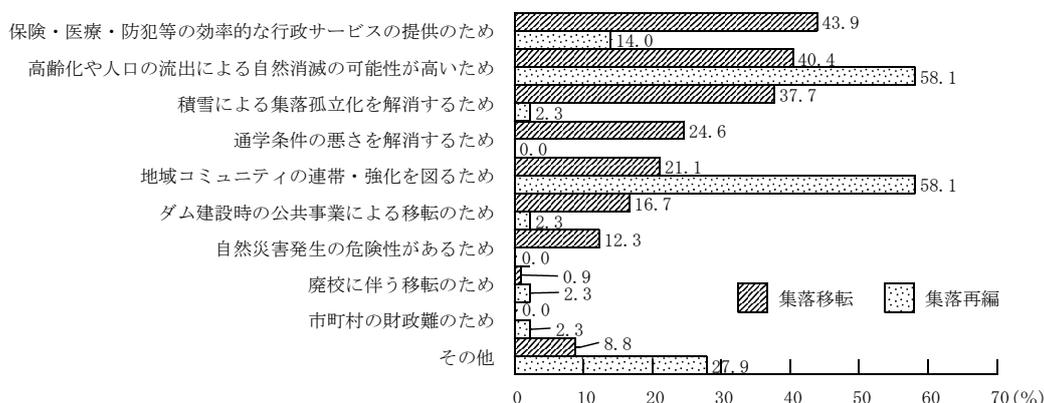
集落移転の主な背景・理由は、効率的な行政サービスの提供、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性、積雪による集落孤立化の解消であり、集落再編については、高齢化や人口流出による自然消滅の可能性、地域コミュニティの連帯・強化であるとされている。

過去に集落移転又は集落再編を経験した住民を対象とした意識調査によれば、集落移転してよかったとの回答は8割以上を占めており、集落再編して良かったとの回答もほぼ5割を占めている。

図表26 過疎地域における集落移転・集落再編の実施時期

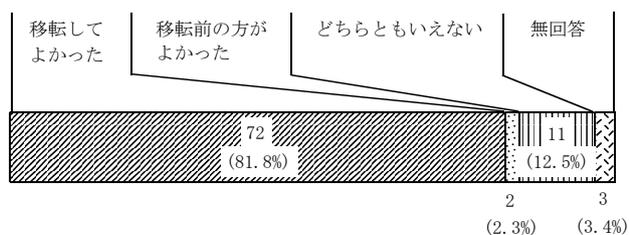


図表27 集落移転・集落再編の背景・理由

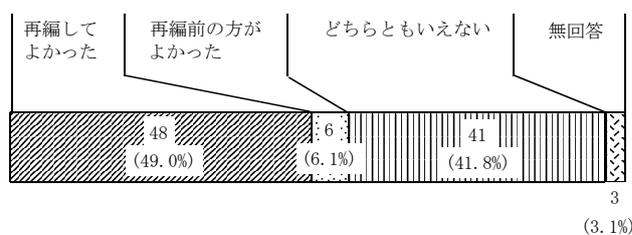


(備考) 旧国土庁「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査報告書」(平成12年3月)による(図表26、27)。

図表28 集落移転の感想



図表29 集落再編の感想



(備考) 総務省「過疎地域等における集落再編成の新たなあり方に関する調査報告書」(平成13年3月)による(図表28、29)。

(注) 「集落移転」とは、基礎条件の厳しい集落を基幹集落等に移転させるものであり、「集落再編」とは、移転を伴わず、集落の合併・統合・新行政区の設定等により基幹集落の強化と適正規模集落の育成を図るものである。

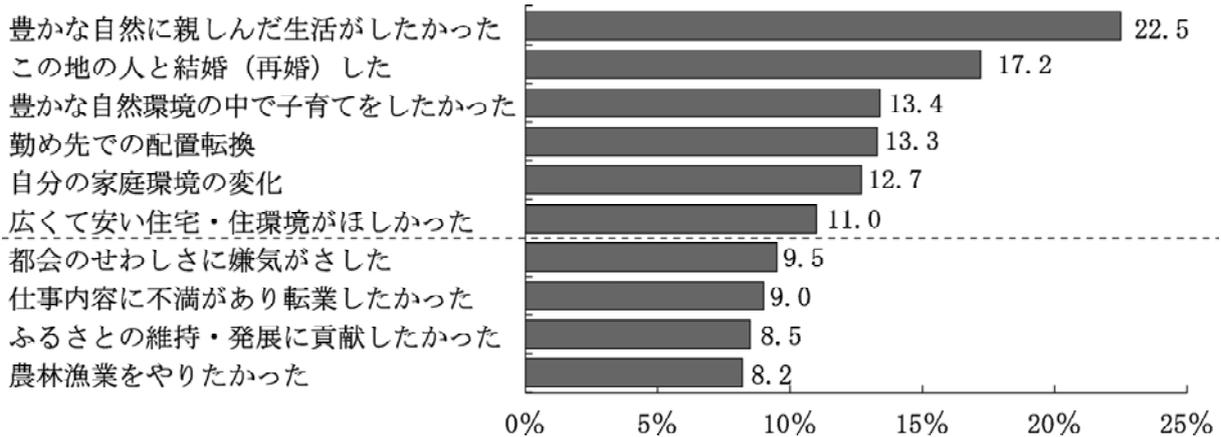
### (3) U I ターン者の実態把握

#### (U I ターン者に望まれている施策)

U I ターン者アンケートによると転入したきっかけ・動機としては、豊かな自然の中での生活、子育てへの志向が上位となっている。

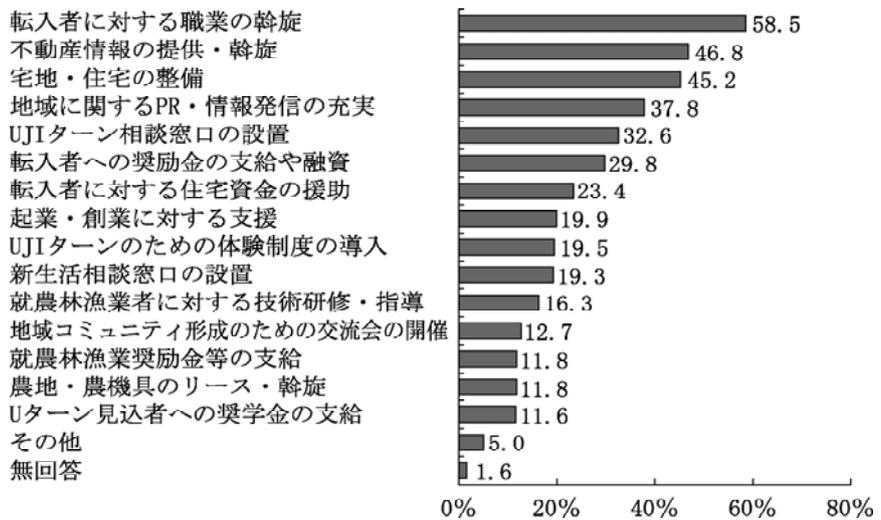
また、転入者を増やすためには「転入者に対する職業の斡旋」が、長く住み続けてもらうためには「保健・医療・福祉サービス（施設）の整備」が施策として最も望まれている。

図表30 転入したきっかけ・動機（上位10項目）



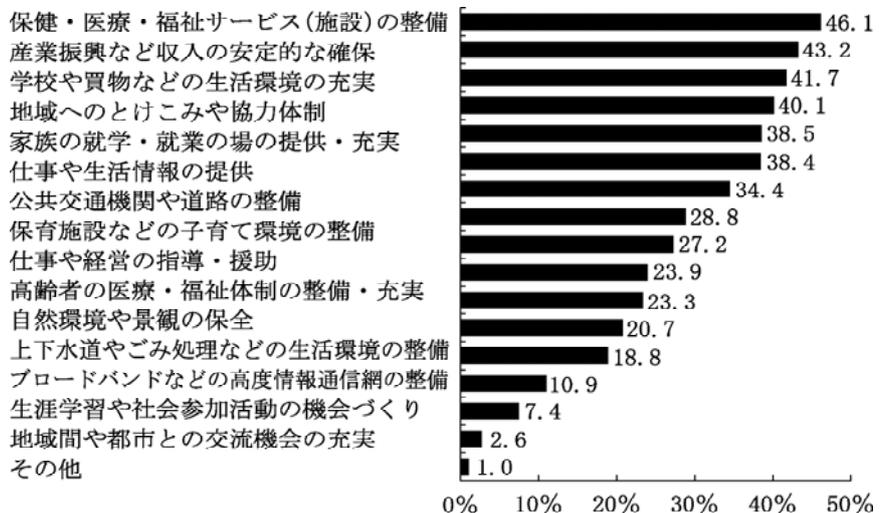
図表31

転入者を増やすために望まれている施策



図表32

長く住み続けてもらうために必要な施策



(備考) 総務省「過疎地域における近年の動向に関する実態調査」(平成16年3月)による(図表30~32)。

## (4) 都市等との連携・交流

### (交流居住)

都市住民を対象としたアンケート調査によると、全体の約3割が交流居住に興味をもっている。

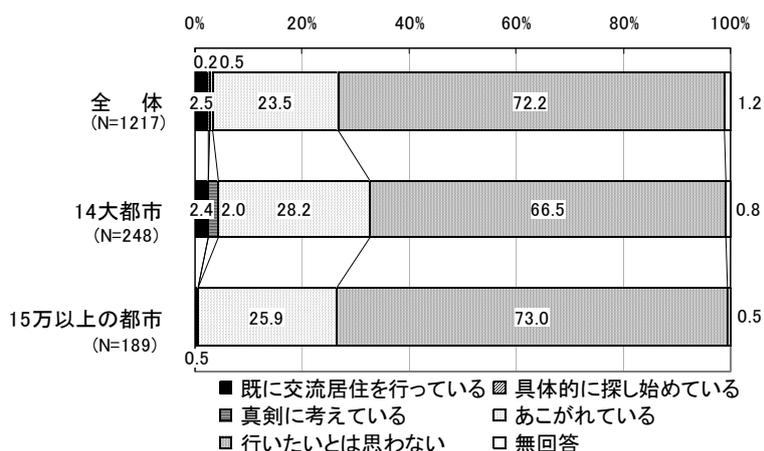
さらに交流居住に興味を持っている人のニーズをみると、田舎で「静かにのんびり」過ごすこと、「景色や環境」に恵まれた田舎での生活を希望する人が多い。

都市住民が必要とする情報としては、「地域の自然・交通条件」「実践者の体験談」「医療・福祉体制」に関するものが上位を占め、また、自治体に希望する施策としては、「情報発信」「相談窓口の設置」が上位を占めている。

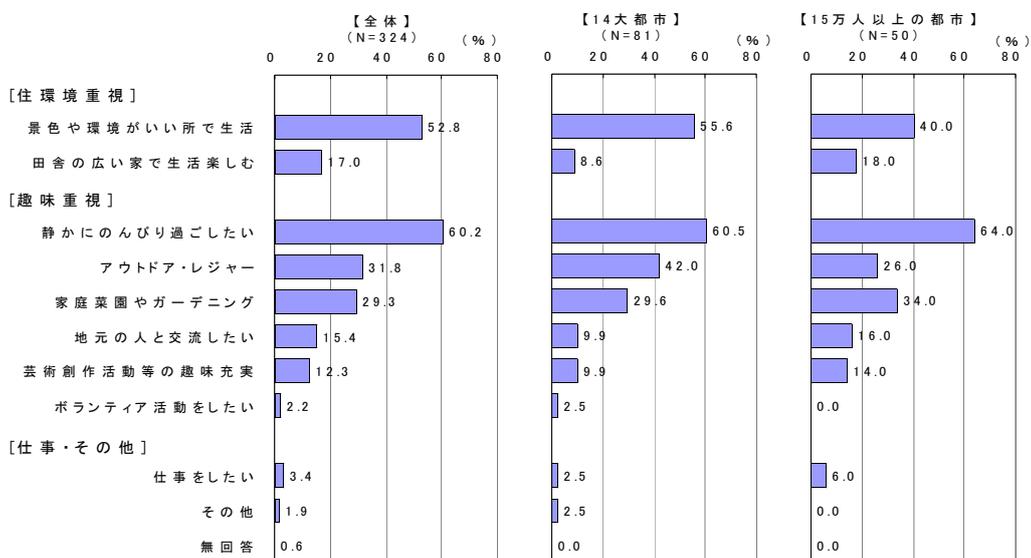
(注) 交流居住とは：

都市住民が都市と田舎に滞在拠点をもち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の方達との交流を楽しみながら生活する新しいライフスタイル

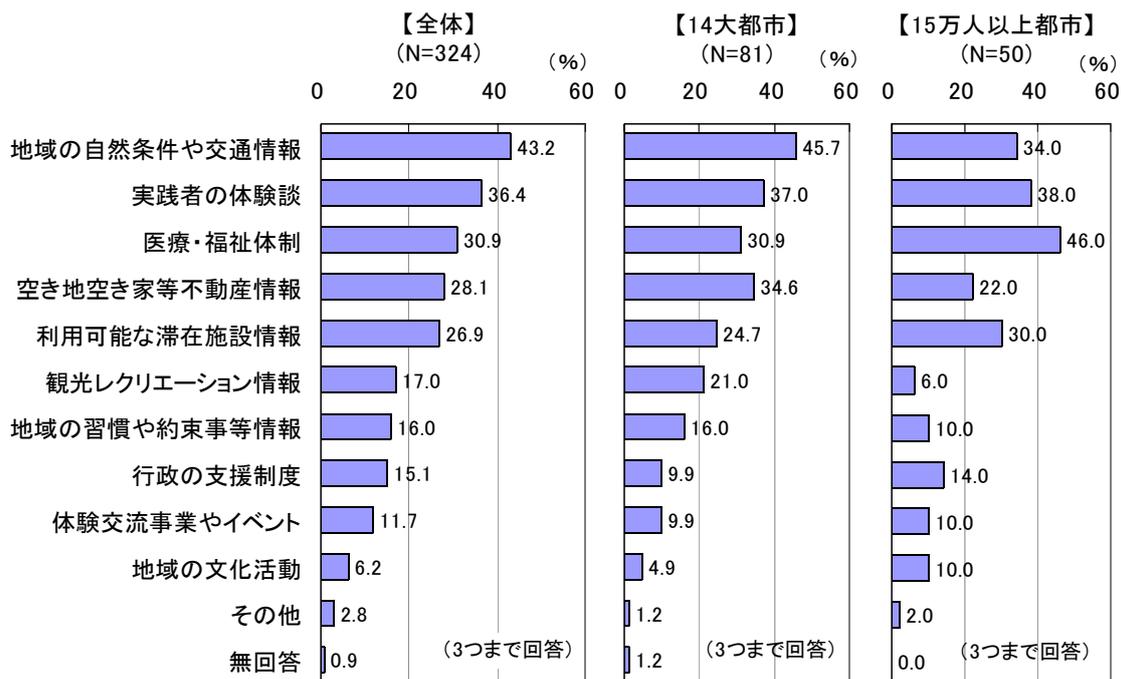
図表33 交流居住に関する都市住民の意識



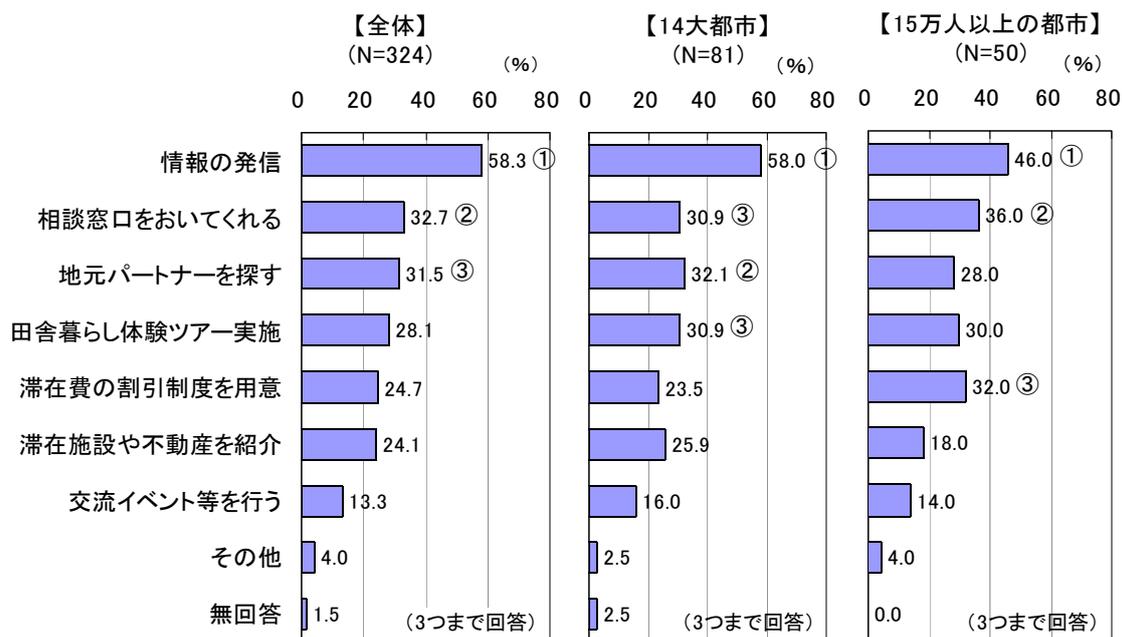
図表34 田舎で希望する過ごし方



図表35 都市住民が必要とする交流居住に関する情報の内容



図表36 都市住民が自治体に希望する交流居住に関する施策



(備考) 総務省「過疎地域における交流居住促進にむけたニーズ分析に関する調査」(平成17年3月)による(図表33~36)。

### （自治体間交流の取組状況）

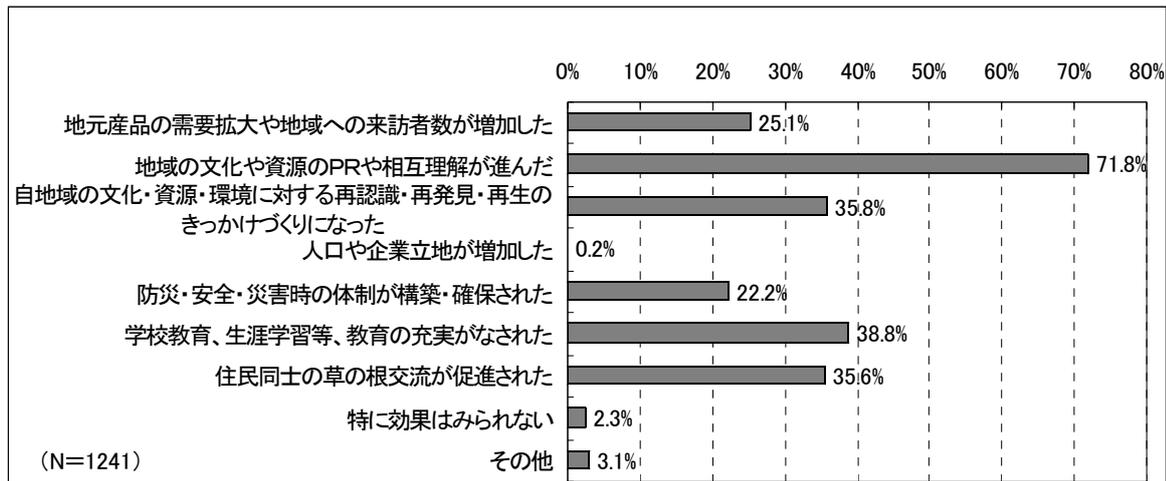
全国の市区町村を対象としたアンケート調査によると、回答のあった団体のうち約5割が他の市区町村と提携関係を有している。

交流によって得られた効果を見ると、「地域の文化や資源のPRや相互理解が進んだ」との回答が約7割と多く、「学校教育、生涯学習等、教育の充実がなされた」、「住民同士の草の根交流が促進された」が続いている。今後充実させたい自治体間交流の分野としては「教育分野」が最も多く、「経済分野」、「防災・災害支援分野」が続いている。

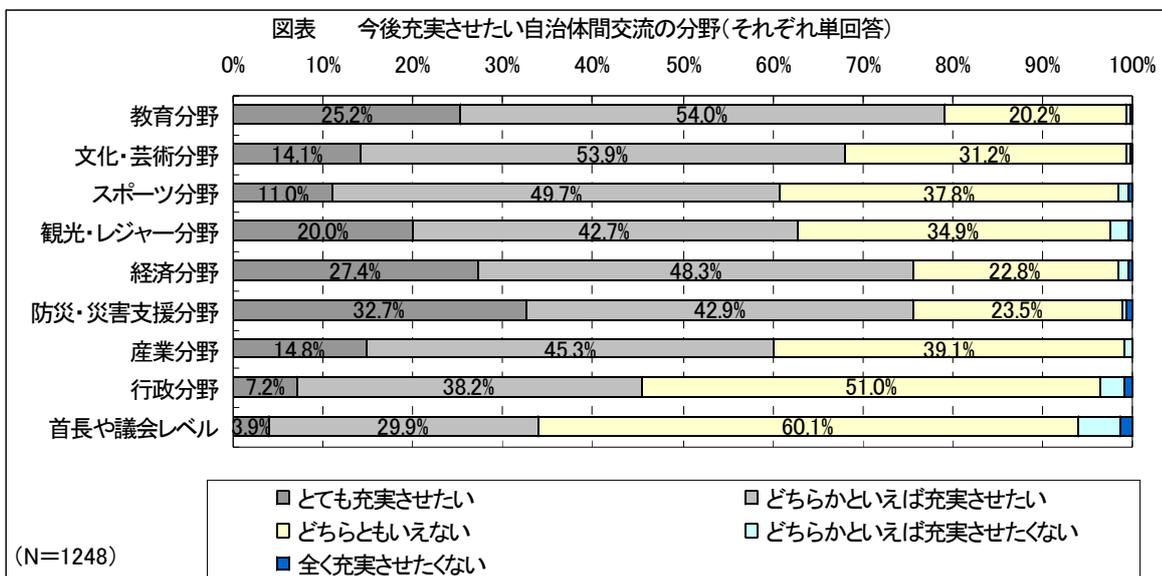
図表37 提携関係の締結状況（回答結果）

回答数	提携関係を有している団体数	提携締結比率
1248団体	668団体	53.5%
うち過疎地域 398団体	うち過疎地域 196団体	49.2%

図表38 交流によって得られた効果



図表39 今後充実させたい自治体間交流の分野



## 12. 過疎対策事業の実績－昭和45年度から平成16年度までの事業実績等

活性化法までの30年間における過疎対策事業の実績は約62兆円である。分野別にみると、振興法の時代までは約半分を占めていた「交通通信体系の整備」が活性化法時代にはそのシェアをやや下げ、他方で、「産業の振興」、「生活環境の整備」のシェアが活性化法時代に増加している。このように、過疎対策の内容は、時代時代の過疎地域のニーズに応じて的確に変化してきている。

現行の自立促進法に基づく前期自立促進計画（平成12年度～16年度）における過疎対策事業の実績額は約14兆円であり、分野別には、「生活環境の整備」、「高齢者の保健・福祉」等のシェアが従来以上に高くなっている。

また、自立促進法に基づく後期自立促進計画（平成17年度～平成21年度）における過疎対策事業の計画額は約13兆円となっており、現行法に係る前期計画と後期計画の事業費の合計額は約28兆円となっている。

この結果、現行法の過疎地域自立促進計画の総事業費と旧過疎法に基づく事業実績額の合計は約89兆円にのぼっている。

図表40 過疎対策における事業実績等

(単位：億円、%)

区 分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化並びに地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落等の整備	その他	合 計
緊急措置法 (S45～S54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)		190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)
振 興 法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)		412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)
活性化法 (H2～H11)	前期実績	49,669 (31.2)	64,221 (40.4)	22,740 (14.3)	4,320 (2.7)	2,407 (1.5)	13,117 (8.2)	200 (0.1)	2,484 (1.6)	159,158 (100.0)
	後期実績	56,935 (27.9)	78,451 (38.4)	41,317 (20.2)	6,988 (3.4)	3,804 (1.9)	11,747 (5.8)	986 (0.5)	3,901 (1.9)	204,128 (100.0)
	合 計	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)	1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)
実績合計 (S45～H11)	172,384 (28.0)	267,812 (43.5)	102,293 (16.6)		9,621 (1.6)	51,419 (8.3)		1,787 (0.3)	10,657 (1.7)	615,973 (100.0)
自立促進法	前期実績 H12～16	39,580 (27.6)	55,500 (38.7)	30,019 (20.9)	5,243 (3.7)	2,821 (2.0)	7,028 (4.9)	1,270 (0.9)	709 (0.5)	143,592 (100.0)
	後期計画 H17～21	34,636 (26.1)	43,931 (33.1)	29,381 (22.1)	6,343 (4.8)	2,818 (2.1)	11,737 (8.8)	1,733 (1.3)	537 (0.4)	132,793 (100.0)
	合 計	74,216 (26.9)	99,431 (36.0)	59,400 (21.5)	11,586 (4.2)	5,639 (2.0)	18,765 (6.8)	3,003 (1.1)	1,246 (0.5)	276,385 (100.0)

(備考) 1 総務省調べ。

2 ( )は構成比である。